

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第九十二条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律第三十一条第一項の規定による意見聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

規 則

福島県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則、福島県高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則、福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第九十二条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則及び福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律第三十一条第一項の規定による意見聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十号

福島県火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

福島県火薬類取締法施行細則（昭和五十一年福島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「知事は」を「審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二

項中「知事」を「審理員」に改め、同条第三項中「知事又はその指名する職員」を「審理員」に改め、同条第六項中「知事」を「審理員」に改め、同条第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十五項中「署名押印」を「記名押印」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（消防保安課）

福島県規則第十一号

福島県高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

福島県高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則（平成十二年福島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「知事」を「審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「知事」を「審理員」に改める。

第三条中「知事又はその指名する職員」を「審理員」に改める。

第五条第二項中「知事」を「審理員」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十条第二項中「署名押印」を「記名押印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（消防保安課）

福島県規則第十二号

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第九十二条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第九十二条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則（平成十二年福島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「知事」を「審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。）」に改め、「法第九十二条第一項に規定する」を削り、同条第二項中「知事」を「審理員」に改める。

第三条中「知事又はその指名する職員」を「審理員」に改める。

第五条第二項中「知事」を「審理員」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十条第二項中「署名押印」を「記名押印」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(消防保安課)

福島県規則第十三号

福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律第三十一条第一項の規定に

よる意見聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律第三十一条第一項の規定による意見聴取の手続に関する規則（平成十二年福島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「知事」を「審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）

第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「知事」

を「審理員」に改める。

第三条中「知事又はその指名する職員」を「審理員」に改める。

第五条第二項中「知事」を「審理員」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十条第二項中「署名押印」を「記名押印」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防保安課)